京都府警察本部告示　　第　121　号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の２第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和　8　年　11　月　17　日

京都府警察本部長

警視監　森下　元雄

1　聴聞の期日　　令和　8　年　12　月　1　日

2　聴聞の場所　　京都市伏見区羽束師古川町647
京都府警察自動車運転免許試験場内
京都府自動車安全運転学校